

信州大学教育学部・教育学研究科と岩手大学教育学部・教育学研究科との
連携協力に関する協定書

信州大学教育学部・教育学研究科（以下「甲」という。）と岩手大学教育学部・教育学研究科（以下「乙」という。）は、包括的連携協力を行うことに関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙との包括的連携協力（以下「連携協力」という。）は、それぞれの持つ資源や特性を生かしながら相互に連携及び協力し、乙が主体となって推進する「デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業～Xプログラム～」を中心とした、我が国の教員養成の改革及び高度化に貢献することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 連携協力事項は、次の各号のとおりとする。

- （1） 教育実践学と情報学を掛け合わせた先導的・革新的な教職科目の汎用化に関する実施連携
- （2） 教科横断的な学び（STEAM教育）の汎用化に関する実施連携
- （3） その他、目的達成に必要と甲乙双方が合意した取組

（運営）

第3条 第2条に規定する連携協力として実施する事業の運営に関し、協議が必要な事項が発生した場合、若しくは協議が必要だと当事者の一方が求めた場合には、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

2 相互に協力事項に関する窓口を置く。

（運営経費）

第4条 連携協力のための経費は、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、第2条に規定する連携協力により相手方から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含む。以下「秘密情報」という）を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示若しくは漏洩してはならず、また第1条に規定する目的以外の目的で使用してはならない。ただし、次の各号に掲げる情報は除く。

- （1） 相手方から提供を受けたときに既に公知となっていたもの、又は相手方からの提供後自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
 - （2） その情報を開示する正当な権限を有する第三者から別途入手した情報と同じもの
 - （3） 相手方から提供を受けた情報と同じ内容であるが、相手方から提供を受けた情報によらず独立して作成したもの
- 2 前項の定めに関わらず、情報受領者は、本件目的のために必要な範囲に限って、弁護士、公認会計士、税理士等の法律上守秘義務を負担する専門家に対して、秘密情報を開示することができる。
- 3 甲又は乙が本協定に違反し、若しくは秘密情報の漏洩等の事故が生じた場合、又はそれらのおそれがある場合、相手方に対して、直ちにその旨及びその詳細を報告するものとする。この場合において、甲又は乙は、相手方の指示に従い、秘密情報の回収等の適切な処置を講ずるとともに、秘密情報の漏洩を最小限に留めるよう最善の措置を講じるものとする。

（協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、この協定の締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間の1ヶ月前までに別段の意思表示がない場合は、本協定は同一の条件で1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協定の解約）

第7条 甲又は乙は、相手方に対して1ヶ月前までに書面による通知をなすことにより、相手方に何らの責任を負うことなく本協定を解約することができる。

2 前項の規定に関わらず、甲又は乙が、故意又は重過失により本協定に関する法令に違反した場合には、相手方は何らの責任を負うことなく本協定を解約することができる。

（反社会的勢力の排除）

第8条 甲及び乙は、相手方当事者又はその代表者若しくは実質的に経営権を有する者が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要することなく、本協定を解除することができる。

- （1） 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）に属すると認められるとき
- （2） 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- （3） 反社会的勢力を利用してしていると認められるとき
- （4） 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- （5） 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- （6） 自ら又は第三者を利用して、いづれかの当事者又はその関係者に対し、詐術、暴力行為、又は脅迫的言辭を用いたとき

2 甲及び乙は、前項の規定により本協定を解除した場合、かかる解除により当該いづれかの当事者に損害が生じたときは、当該相手方当事者はその損害を賠償するものとする。

（協議）

第9条 本協定に定める事項に関して、具体的な連携協力の細目その他の事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

2 本協定に定める事項について、疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名の上、各1通を保有する。

令和7年3月21日

甲： 長野県長野市西長野6のロ
信州大学

教育学部長・教育学研究科長

村松 浩亨

乙： 岩手県盛岡市上田3丁目18番33号
岩手大学

教育学部長

教育学研究科長

清水 茂幸

柴垣 登